

尾鷲市いじめ防止基本方針



平成28年3月

尾鷲市

尾鷲市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

そこで、尾鷲市、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）や県の「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「尾鷲市いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取組が行われてきたが、未だに、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備すべく、平成25年6月に法が成立した。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるように丁寧に指導しなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(3) いじめの定義

法第2条第1項では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』と定義されている。

また個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、

その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 尾鷲市の取組

(1) いじめについての基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、下記の意識（認識）を持つことが必要である。

ア いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。

イ いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。

ウ いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。

エ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。

オ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

カ いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が総がかりで取り組むべき問題である。

(2) 教育委員会による学校支援

尾鷲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校とともに、いじめ問題に関わる当事者であることを強く認識し、責任を持っていじめ問題の早期解決にあたる。

学校は、いじめが発生したら、速やかに教育委員会に一報する。教育委員会は、学校や教職員からの経過報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、指導主事の派遣、スクールカウンセラーの活用等の支援策を、三重県教育委員会、尾鷲警察署、紀州児童相談所等との連携のもと検討し、いじめ問題の早期解決を図る。

また、定期的なアンケート調査や心理検査を実施できるよう支援する。

(3) いじめ防止等に係る教職員研修の充実

教職員に対し、三重県教育委員会が実施するいじめ問題に関わる人権教育・生徒指導研修等への積極的な参加を促すとともに、教育委員会主催の研修を企画し、教職員のいじめ問題に対する資質能力の向上を図る。また、校内研修会等に指導主事を派遣することで、教職員のいじめ問題に対する対応力を向上させ、学校の組織的な生徒指導を推進していく。

さらに、尾鷲市生徒指導推進委員会の場を活用し、いじめに関する事例検討を行ったり、問題解決の成功事例を共有したりしながら研修を進め、情報を共有するとともに、学校相互間の連携協力を図る。

(4) 児童生徒によるいじめ防止の取組の促進

教育委員会は、児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめ防止等のために自主的に行う活動を支援する。

(5) 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(6) 尾鷲市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条1項）

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法の規定に基づき、「尾鷲市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

構成は、尾鷲市小中学校校長会代表、教育委員会、福祉保健課、尾鷲警察署担当者、紀州児童相談所担当者、少年センター長、青少年育成市民会議長、保護者代表等で組織する。

(7) 教育委員会の附属機関（尾鷲市いじめ問題対策会議）の設置（法第14条3項）

尾鷲市が設置する公立学校（以下「学校」という。）におけるいじめの防止の対策を効果的に行うため、法の規定に基づき、教育委員会に「附属機関」を設置する。

構成は、学識経験者、心理や福祉の専門家、関係行政機関や関係団体の代表者等とする。

「附属機関」は、教育委員会の諮問に応じて次の所掌事務を処理する。

ア いじめの防止等の対策に関する事項を審議する。

イ 教育委員会が学校からいじめの報告を受け、調査を行う場合は、必要に応じて当該附属機関が調査する。（法第24条）

ウ 学校における重大事態に係る調査を教育委員会が実施する場合は、当該附属機関が調査する。（法第28条）

(8) 尾鷲市の再調査機関（尾鷲市いじめ問題調査委員会）の設置（法第30条2項）

教育委員会の重大事態に係る調査の結果について調査審議（再調査）するために、法の規定に基づき、尾鷲市に附属機関として「尾鷲市いじめ問題調査委員会」を設置する。

当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を委嘱するが、委員は弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者が委員となり、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(9) 相談機関

いじめに関する通報及び相談を受け付けるため、教育委員会では、次の相談機関を整備する。

ア 尾鷲市いじめ等の教育相談窓口

・電話 0597-23-8292

・相談時間 月～金（午前9時～午後5時）

イ 教育支援センター

・電話 0597-22-4433

・相談時間 月～金（午後2時～午後5時）

また、その他の相談機関として、三重県総合教育センター「いじめ電話相談」等の相談機関があることを、学校・園を通じて周知する。

3 学校のいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や三重県の基本方針、「尾鷲市いじめ防止基本方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。策定にあたっては、次のことに留意する。

- ア より実効性の高い取組を実施するため、取組の内容を点検し、必要に応じて見直しができるようP D C Aサイクルを盛り込んでおくことが望ましい。
- イ 策定する段階から、保護者や地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針とすることが、取組を円滑に進めていく上で有効である。
- ウ 学校基本方針については、保護者・地域等にも公開する。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置（法第22条）

法の規定に基づき学校にいじめの防止等の対策に係る組織を設置する。

ア 想定される具体的な役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、学校が組織的に実施するための中核としての役割

イ 組織を設置する上での留意点

- (ア) 各学校の「生徒指導部会」「生徒指導委員会」等の既存の組織を活用することは、法の趣旨に反しない。組織の名称は、「いじめ防止対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。
- (イ) 個々のいじめ事案によって、関係の深い教職員を構成員に追加したり、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者を招いたりするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- (ウ) 外部専門家の助言を得つつ機動的に運用ができるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者のみの会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

ウ 組織を運営する上での留意点

- (ア) いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを全て報告・相談する。集められた情報は個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- (イ) 特定の教職員が抱え込まない仕組みづくりを行うとともに、学校基本方針の取

組状況やいじめ事案への対処などについてP D C Aサイクルで検証を行う。

- (り) 重大事態の調査を学校が行う場合は、教育委員会と連携しながら、この組織を母体としつつ適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に取り組むことが必要である。

いじめの未然防止の基本は、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

イ いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する姿勢が重要である。

日頃から見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有できる組織にしていくことが大切である。

なお、法第16条では、いじめを早期に発見するために「在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。」と定められており、学校に定期的な調査等を行うことを義務づけている（各学校において、毎学期1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施する。なお、アンケート調査の実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する）。

ウ いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有し、組織的に対応する。被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害側の児童生徒を指導する。全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であ

り、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

いじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動を積極的に行うことで学校・保護者・地域の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

一 については、例えば、子どもが自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

また、二における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 重大事態発生への報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに尾鷲市長（以下「市長」という。）ならびに三重県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への調査

教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会が設置する「附属機関」への諮問を行う。なお、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点から配慮に努める。

また学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される「いじめの防止等の対策のた

めの組織」を、調査を行うための組織の母体とする。なお、その際には、教育委員会が指導・助言を行う。

なお、調査に当たっては、必要に応じて、三重県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとする。

(4) 調査の実施

この調査は事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。教育委員会又は学校は、「附属機関」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(5) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、教育委員会又は学校は、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

調査結果については市長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(6) 再調査

上記（5）における調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長部局が附属機関を設けて再調査を行う。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、市長は再調査の結果を市議会に報告する。

おわりに

尾鷲市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等への対策が総合的かつ効果的に行われているかについては、対策等の実施状況や児童生徒を取り巻く社会環境の変化及びニーズなどに対応した実効性の高い取組としていくため、必要に応じて市の基本方針の見直しを行い、いじめのない、誰もが安心して学べる環境づくりに積極的に取り組んでいく。